

令和5年3月22日提出

教育委員会会議案

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和5年3月22日（水） 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 豊田 雅之 委員

3 前回会議録作成の報告 廣部 昌弘 教育長 ・ 渡部 佳子 委員

4 付 議 議 案

議案番号	件 名	頁
議案第6号	木更津市社会教育委員の委嘱について	3
議案第7号	木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について	6
議案第8号	令和5年度重点目標・施策について	9
議案第9号	木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について	10
議案第10号	木更津市まなび支援センター管理規則の一部を改正する規則の制定について	13
議案第11号	木更津市学校適応指導教室設置規則の一部を改正する規則の制定について	15
議案第12号	木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について	25
議案第13号	木更津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について	42
議案第14号	木更津市立公民館管理運営規則及び木更津市立市民学習会館等管理運営規則の一部を改正する規則の制定について	44
議案第15号	木更津市教育委員会の所管に係る木更津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	47
議案第16号	木更津市教育委員会の所管に係る小中学校における木更津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	51
議案第17号	児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の運用に関する規則の一部を改正する規則の制定について	55
議案第18号	市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について	57
議案第19号	職務の級が6級以上の職員等の人事について	別冊

5 報 告 事 項

- (1) 報告第5号 専決事項の報告について
木更津市教育部次長事務分担規程の制定について(別冊)
- (2) 報告第6号 専決事項の報告について
木更津市立公民館長(会計年度任用職員)の任命について(別冊)
- (3) 報告第7号 専決事項の報告について
木更津市郷土博物館金のすず館長(会計年度任用職員)の任命
について(別冊)
- (4) 報告第8号 臨時代理の報告について
校長及び教頭等の任免の内申について(別冊)

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

議案第6号

木更津市社会教育委員の委嘱について

別紙のとおり木更津市社会教育委員の委嘱をすることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第12号の規定により、議決を求める。

令和5年3月22日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

木更津市社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項並びに木更津市社会教育委員に関する条例（昭和25年木更津市条例第25号）第3条及び第4条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものである。

木更津市社会教育委員候補者名簿

* 委員構成は木更津市社会教育委員に関する条例第3条による。

任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

No.	委員構成	所属等	氏名	性別	年齢	委員経験
1	学校教育の関係者	木更津市小中学校長会	* 選考中			
2		(学) 君津学園木更津総合高校	よした のぶあき 吉田 信明			0年11ヶ月
3		(学) 君津学園清和大学短期大学部	ふるかわ てつや 古川 哲也			2年0ヶ月
4	社会教育の関係者	木更津市子ども会育成連絡協議会	* 選考中			
5		木更津市青少年補導員連絡協議会	* 選考中			
6		木更津市青少年相談員連絡協議会	さくま としゆき 佐久間 智之			0年11ヶ月
7		木更津市PTA連絡協議会	とみた ひろし 富田 浩			4年0ヶ月
8		木更津市文化協会	つるおか くみこ 鶴岡 久美子			2年0ヶ月
9		木更津ユネスコ協会	ちよくら じゅん 千代倉 順			2年0ヶ月
10		木更津市立公民館運営審議会	* 選考中			
11		家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者	きみつ母と女性教職員の会会長	かねちか ひろみ 兼近 裕美		
12	あそびの会ぽんぽこ代表		いとう もとこ 伊藤 素子			4年0ヶ月
13	元木更津市立図書館職員		かまた せつこ 鎌田 節子			新規
14	元青年学級運営委員長		じびき あきひろ 地曳 昭裕			14年0ヶ月
15	元市PTA連絡協議会会長		うちだしんいちろう 内田慎一郎			12年0ヶ月
16	かずさFM代表取締役		いしむら るみ 石村比呂美			12年0ヶ月
17	元木更津市生涯学習フェスティバル実行委員会委員		みよし かあき 三好 主晃			新規
18	元市PTA連絡協議会会長		しらいし かずよし 白石 和義			6年0ヶ月

議案第7号

木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について

別紙のとおり木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱をすることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第12号の規定により、議決を求める。

令和5年3月22日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

木更津市立公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条並びに木更津市立公民館設置及び管理運営条例（昭和32年木更津市条例第29号）第6条及び第7条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものである。

木更津市立公民館運営審議会委員候補者名簿

*委員構成については、木更津市立公民館設置及び運営条例第6条による。

任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

No.	委員構成	所属等	氏名	性別	年齢	委員経験
1	学校教育の関係者	木更津市小中学校長会	*4月選出予定			
2	社会教育の関係者	木更津市文化協会	こいで きょうこ 小出 京子	■	■	2年0ヶ月
3		木更津ユネスコ協会	こやま ゆりこ 小山 百合子	■	■	2年0ヶ月
4		保育グループこあらの会	いしかわ たいこ 石川 泰子	■	■	2年0ヶ月
5	家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者	中央公民館地区	きたむら かずのり 北村 和則	■	■	6年0ヶ月
6		富来田公民館地区	いしだ みほこ 石田 美穂子	■	■	2年0ヶ月
7		岩根公民館地区	あおき たけし 青木 健	■	■	18年0ヶ月
8		鎌足公民館地区	いちかわ かずしげ 市川 一成	■	■	2年0ヶ月
9		中郷公民館地区	ひらの すすむ 平野 進	■	■	新規
10		富岡公民館地区	やまぐち そうじ 山口 宗治	■	■	新規
11		文京公民館地区	むろまえ けいこ 室前 恵子	■	■	新規
12		八幡台公民館地区	あきもと ゆたか 秋元 豊	■	■	6年0ヶ月
13		東清公民館地区	はらだ ようこ 原田 洋子	■	■	2年0ヶ月
14		清見台公民館地区	かやま つねお 加山 恒夫	■	■	2年0ヶ月
15		畑沢公民館地区	おぐら ひろし 小倉 博史	■	■	2年0ヶ月
16		岩根西公民館地区	さわべ けんじ 澤邊 賢司	■	■	新規
17		西清川公民館地区	すずき かずゆき 鈴木 和幸	■	■	2年0ヶ月
18		波岡公民館地区	やました きよみ 山下 紀世美	■	■	4年0ヶ月
19		桜井公民館地区	つるおか としゆき 鶴岡 俊之	■	■	10年0ヶ月
20		金田地区	じつかた あきお 実形 昭夫	■	■	2年0ヶ月

議案第8号

令和5年度重点目標・施策について

別紙のとおり令和5年度の木更津市教育委員会に係る重点目標・施策を定めることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第1号の規定により、議決を求める。

令和5年3月22日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

令和5年度の木更津市教育委員会に係る重点目標・施策を定めるにあたり、教育委員会会議の議決を得ようとするものである。

議案第9号

木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について
木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月22日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の表教育部の項学校教育課の目中「指導係 学務保健係 学校再編係」を「児童・生徒係 学務保健係」に改める。

第14条の表教育部の項学校教育課の目中「17 学校再編に関すること。」を削る。

第15条第2項の表木更津市まなび支援センターの項中「教育相談係 教職員研修係」を「教職員研修係」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

学校教育課及び木更津市まなび支援センターにおける組織の変更に伴い、関係条文の整備を行うものである。

新旧対照表

○木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則

新		旧	
木更津市教育委員会組織及び運営規則 昭和61年3月31日 教育委員会規則第1号 (部、課及び係の設置) 第13条 事務局に次の部、課及び係を置く。		木更津市教育委員会組織及び運営規則 昭和61年3月31日 教育委員会規則第1号 (部、課及び係の設置) 第13条 事務局に次の部、課及び係を置く。	
部	課	部	課
教育部	略	教育部	略
	学校教育課	学校教育課	指導係 学務保健係 学校再編係
	児童・生徒係 学務保健係		略
	略		略
(分掌事務)		(分掌事務)	
第14条 前条に規定する部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。		第14条 前条に規定する部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	
部	課	部	課
教育部	略	教育部	略
	学校教育課	学校教育課	1～16 略
	1～16 略		17 学校再編に関すること。
	略		略
(教育機関)		(教育機関)	
第15条 略		第15条 略	
2 前項に規定する教育機関の組織は次のとおりとする。		2 前項に規定する教育機関の組織は次のとおりとする。	
教育機関	係	教育機関	係
木更津市まなび支援センター	教職員研修係 学校支援係	木更津市まなび支援センター	教育相談係 教職員研修係 学校支援係

略

略

議案第10号

木更津市まなび支援センター管理規則の一部を改正する規則の制定について
木更津市まなび支援センター管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月22日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市まなび支援センター管理規則の一部を改正する規則
木更津市まなび支援センター管理規則（平成19年木更津市教育委員会規則第6号）の一部を
次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第7条」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

組織改正により幼児言語教室が健康こども部へ移管することに伴い、関係条文の整備を行うものである。

新旧対照表

○木更津市まなび支援センター管理規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>木更津市まなび支援センター管理規則</p> <p>平成19年3月26日 教育委員会規則第6号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例(平成19年木更津市条例第5号。以下「条例」という。)第7条の規定により、木更津市まなび支援センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 略</p>	<p>木更津市まなび支援センター管理規則</p> <p>平成19年3月26日 教育委員会規則第6号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例(平成19年木更津市条例第5号。以下「条例」という。)第9条の規定により、木更津市まなび支援センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(幼児言語教室の使用手続等)</u></p> <p>第4条 条例第8条第3項の規定による申請は、木更津市まなび支援センター幼児言語教室使用承認申請書(別記第1号様式)により行わなければならない。</p> <p>2 <u>木更津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前項の申請を受けたときは、必要な調査及び検査を行い、承認の可否を決定し、当該申請者に対し木更津市まなび支援センター幼児言語教室使用承認通知書(別記第2号様式)又は木更津市まなび支援センター幼児言語教室使用不承認通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>条例第8条第5項の規定により木更津市まなび支援センター幼児言語教室の使用を停止し、終了し、又は取り消すときは、木更津市まなび支援センター幼児言語教室使用停止・終了・取り消し通知書(別記第4号様式)により使用者に通知するものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第5条 略</p>

議案第 11 号

木更津市学校適応指導教室設置規則の一部を改正する規則の制定について
木更津市学校適応指導教室設置規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 22 日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市学校適応指導教室設置規則の一部を改正する規則

木更津市学校適応指導教室設置規則（平成 7 年木更津市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木更津市教育支援教室設置規則

第 1 条中「集団生活への適応指導を積極的に行い、自主性及び主体性の育成や人間関係の改善を図り、原籍校に復帰させるため木更津市学校適応指導教室（以下「指導教室」という。）」を「不登校児童及び生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立を目指すことができるようにするため木更津市教育支援教室（以下「支援教室」という。）」に改める。

第 2 条第 3 号中「学校適応指導相談員」を「教育支援教室相談員」に、「指導に」を「支援に」に改める。

第 3 条及び第 4 条中「指導教室」を「支援教室」に改める。

第 5 条の見出しを「（支援体制）」に改め、同条第 1 項中「指導教室」を「支援教室」に、「指導を」を「支援を」に、「学校適応指導相談員」を「教育支援教室相談員」に改め、同条第 2 項を削る。

第 6 条第 1 項中「指導教室」を「支援教室」に改める。

第 7 条中「指導教室」を「支援教室」に、「指導するものとする」を「支援するものとする」に改める。

第 8 条第 1 項中「適応指導教室通級申請書」を「教育支援教室通級申請書」に改め、同条第 2 項中「適応指導教室通級副申書」を「教育支援教室通級副申書」に改め、同条第 3 項中「適応指導教室通級許可書」を「教育支援教室通級許可書」に改め、同条第 4 項中「適応指導教室通級者通知書」を「教育支援教室通級者通知書」に改める。

第 9 条の見出しを「（支援日及び時間）」に改め、同条中「指導教室での指導」を「支援教室

での支援」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めたときは、支援時間を変更することができる。

第10条の見出しを「(支援内容)」に改め、同条中「指導教室」を「支援教室」に、「指導を」を「支援を」に改める。

第11条中「指導教室に」を「支援教室に」に、「適応指導教室通級状況報告書」を「教育支援教室通級状況報告書」に改める。

第12条中「指導」を「支援」に改める。

第13条中「指導教室」を「支援教室」に改める。

第14条の見出しを「(通級の取りやめ)」に改め、同条第1項中「相談員は、不登校児童及び生徒並びに保護者と相談のうえ、当該不登校児童及び生徒が原籍校に復帰できると判断したときは、適応指導教室通級終了許可申請書」を「不登校児童及び生徒並びに保護者は、支援教室への通級を取りやめる場合は、教育支援教室通級終了許可申請書」に改め、同条第2項中「原籍校復帰許可副申書」を「教育支援教室通級終了副申書」に改め、同条第3項中「原籍校復帰許可書」を「教育支援教室通級終了許可書」に改め、「及び原籍校復帰許可通知書(別記第9号様式)」を削り、同条第4項中「及び通知書」を削り、「原籍校復帰許可書を保護者に、原籍校復帰許可通知書を指導教室に」を「速やかに当該許可書を保護者に」に改める。

第15条及び第16条中「指導教室」を「支援教室」に改める。

別記第1号様式中「適応指導教室通級申請書」を「教育支援教室通級申請書」に、「木更津市学校適応指導教室」を「木更津市教育支援教室」に、

「

電話	
----	--

を

「

電話	
学校名	

に改

める。

別記第2号様式中「適応指導教室通級副申書」を「教育支援教室通級副申書」に改め、「印

を削り、「木更津市学校適応指導教室」を「木更津市教育支援教室」に改める。

別記第3号様式中「適応指導教室通級許可書」を「教育支援教室通級許可書」に改め、「印」を削り、「木更津市学校適応指導教室」を「木更津市教育支援教室」に改める。

別記第4号様式中「適応指導教室通級者通知書」を「教育支援教室通級者通知書」に改め、「印」を削り、「木更津市学校適応指導教室」を「木更津市教育支援教室」に改める。

別記第5号様式中「適応指導教室通級状況報告書」を「教育支援教室通級状況報告書」に、「木更津市学校適応指導教室」を「木更津市教育支援教室」に、「適応指導相談員」を「教育支援教室相談員」に、「学習・生活状況」を「学習・活動状況」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第14条第1項）

教育支援教室通級終了許可申請書

年 月 日

木更津市教育委員会

教育長 様

保護者 住所

氏名

(署名又は記名押印)

下記の者について、木更津市教育支援教室への通級の終了を申請します。

記

学校名	木更津市立 学校
学年・組	年 組
児童・生徒氏名	
通級終了日	年 月 日

別記第7号様式中「原籍校復帰許可副申書」を「教育支援教室通級終了副申書」に改め、「印」を削り、「木更津市学校適応指導教室」を「木更津市教育支援教室」に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第14条第3項）

教育支援教室通級終了許可書

年 月 日

様

木更津市教育委員会

教育長

下記の者について、木更津市教育支援教室の通級の終了を許可します。

記

学校名	木更津市立	学校
学年・組	年	組
児童・生徒氏名		
住所		
通級終了日	年	月 日

別記第9号様式を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

本市における不登校傾向の児童生徒の増加や、令和元年10月25日付け文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」を受け、名称の変更及び関係条文の整備を行うものである。

新旧対照表

○木更津市学校適応指導教室設置規則の一部を改正する規則

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>木更津市教育支援教室設置規則</u></p> <p style="text-align: right;">平成 7 年 3 月 31 日 教育委員会規則第 2 号</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例（平成19年木更津市条例第 5 号）第 3 条の規定により、木更津市教育委員会は、さまざまな要因（主に心理的要因）により不登校状態の続いている児童及び生徒（以下「不登校児童及び生徒」という。）に対し、<u>不登校児童及び生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立を目指すことができるようにするため木更津市教育支援教室（以下「支援教室」という。）を設置する。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>教育支援教室相談員</u> 不登校児童及び生徒の<u>支援</u>に当たる相談員をいう。</p> <p>(設置場所)</p> <p>第 3 条 <u>支援教室</u>は、木更津市まなび支援センター内に設置する。</p> <p>(呼称)</p> <p>第 4 条 <u>支援教室</u>は、「あさひ学級」と呼称する。</p> <p>(<u>支援体制</u>)</p> <p>第 5 条 <u>支援教室</u>に、組織的、計画的及び適切な<u>支援</u>を行うため<u>教育支援教室相談員</u>（以下「相談員」という。）を配置する。</p> <p>(形態及び性格)</p> <p>第 6 条 不登校児童及び生徒は、原籍校に籍を置いたまま<u>支援教室</u>に通級する。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>木更津市学校適応指導教室設置規則</u></p> <p style="text-align: right;">平成 7 年 3 月 31 日 教育委員会規則第 2 号</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例（平成19年木更津市条例第 5 号）第 3 条の規定により、木更津市教育委員会は、さまざまな要因（主に心理的要因）により不登校状態の続いている児童及び生徒（以下「不登校児童及び生徒」という。）に対し、<u>集団生活への適応指導を積極的に行い、自主性及び主体性の育成や人間関係の改善を図り、原籍校に復帰させるため木更津市学校適応指導教室（以下「指導教室」という。）を設置する。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>学校適応指導相談員</u> 不登校児童及び生徒の<u>指導</u>に当たる相談員をいう。</p> <p>(設置場所)</p> <p>第 3 条 <u>指導教室</u>は、木更津市まなび支援センター内に設置する。</p> <p>(呼称)</p> <p>第 4 条 <u>指導教室</u>は、「あさひ学級」と呼称する。</p> <p>(<u>指導体制</u>)</p> <p>第 5 条 <u>指導教室</u>に、組織的、計画的及び適切な<u>指導</u>を行うため<u>学校適応指導相談員</u>（以下「相談員」という。）を配置する。</p> <p><u>2 相談員の勤務日数は原則として 1 週間当たり 3 日とし、年間 130 日を超えないものとする。</u></p> <p>(形態及び性格)</p> <p>第 6 条 不登校児童及び生徒は、原籍校に籍を置いたまま<u>指導教室</u>に通級する。</p> <p>2 略</p>

(対象)

第7条 支援教室では、不登校児童及び生徒並びに保護者が支援教室に通級を希望し、原籍校の校長がこれを適当と認め、かつ、教育長が許可した者を対象として支援するものとする。

(手続き)

第8条 不登校児童及び生徒並びに保護者が通級を希望する場合には、保護者は、教育支援教室通級申請書（別記第1号様式）により原籍校の校長を経由し、教育長に申請しなければならない。

2 原籍校の校長は、前項の申請書の提出があったときは、申請に係わる事項を調査し、適当であると認める場合は、教育支援教室通級副申書（別記第2号様式）により教育長に副申するものとする。

3 教育長は、前項の副申書の提出があったときは、副申に係わる事項を調査し、許可することが適当であると認める場合は、原籍校の校長に教育支援教室通級許可書（別記第3号様式）を送付するものとする。

4 原籍校の校長は、前項の許可書の送付を受けたときは、これを申請者に交付するとともに、教育支援教室通級者通知書（別記第4号様式）により相談員に通知しなければならない。

(支援日及び時間)

第9条 支援教室での支援は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までとする。ただし、国民の祝日（国民の祝日に関する法律「昭和23年法律第178号」第3条に規定する休日をいう。）及び振替休日は実施しない。また、長期休業日は、原籍校に就学する場合に準ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めたときは、支援時間を変更することができる。

(支援内容)

第10条 支援教室では、第1条の目的を達成するため、不登校児童及び生徒の興味、関心及び能力に応じ、弾力的な支援を行うものとする。

(通級状況の報告)

第11条 相談員は、支援教室に通級する不登校児童及び生徒の出席状況、学習内容、活動内容等について毎月ごとに教育支援教室通級状況報告書（別記第5号様式）により原籍校に報告するものとする。ただし、相談員が特に必要と認める場合は、その都度報告できるものとする。

(保護者及び関係諸機関との連携等)

第12条 相談員は、不登校児童及び生徒に対し、より適切な支援を行うため、

(対象)

第7条 指導教室では、不登校児童及び生徒並びに保護者が指導教室に通級を希望し、原籍校の校長がこれを適当と認め、かつ、教育長が許可した者を対象として指導するものとする。

(手続き)

第8条 不登校児童及び生徒並びに保護者が通級を希望する場合には、保護者は、適応指導教室通級申請書（別記第1号様式）により原籍校の校長を経由し、教育長に申請しなければならない。

2 原籍校の校長は、前項の申請書の提出があったときは、申請に係わる事項を調査し、適当であると認める場合は、適応指導教室通級副申書（別記第2号様式）により教育長に副申するものとする。

3 教育長は、前項の副申書の提出があったときは、副申に係わる事項を調査し、許可することが適当であると認める場合は、原籍校の校長に適応指導教室通級許可書（別記第3号様式）を送付するものとする。

4 原籍校の校長は、前項の許可書の送付を受けたときは、これを申請者に交付するとともに、適応指導教室通級者通知書（別記第4号様式）により相談員に通知しなければならない。

(指導日及び時間)

第9条 指導教室での指導は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までとする。ただし、国民の祝日（国民の祝日に関する法律「昭和23年法律第178号」第3条に規定する休日をいう。）及び振替休日は実施しない。また、長期休業日は、原籍校に就学する場合に準ずるものとする。

(指導内容)

第10条 指導教室では、第1条の目的を達成するため、不登校児童及び生徒の興味、関心及び能力に応じ、弾力的な指導を行うものとする。

(通級状況の報告)

第11条 相談員は、指導教室に通級する不登校児童及び生徒の出席状況、学習内容、活動内容等について毎月ごとに適応指導教室通級状況報告書（別記第5号様式）により原籍校に報告するものとする。ただし、相談員が特に必要と認める場合は、その都度報告できるものとする。

(保護者及び関係諸機関との連携等)

第12条 相談員は、不登校児童及び生徒に対し、より適切な指導を行うため、

<p>保護者及び関係諸機関との連携を深め、<u>支援</u>の充実に努めるものとする。 (出席)</p> <p>第13条 不登校児童及び生徒の<u>支援教室</u>への出席日数は、原籍校への出席日数とみなすものとする。 (通級の取りやめ)</p> <p>第14条 <u>不登校児童及び生徒並びに保護者は、支援教室への通級を取りやめる場合は、教育支援教室通級終了許可申請書</u> (別記第6号様式) により原籍校の校長を経由し、教育長に申請するものとする。</p> <p>2 原籍校の校長は、前項の申請書の提出があったときは、<u>教育支援教室通級終了副申書</u> (別記第7号様式) により教育長に副申するものとする。</p> <p>3 教育長は、前項の副申書の提出があったときは、副申に係わる事項を調査し、許可することが適当であると認める場合は、原籍校の校長に<u>教育支援教室通級終了許可書</u> (別記第8号様式) を送付するものとする。</p> <p>4 原籍校の校長は、前項の許可書の送付を受けたときは、<u>速やかに当該許可書を保護者に送付するものとする。</u></p> <p>(費用負担等)</p> <p>第15条 <u>支援教室</u>に通級する場合の交通費、昼食代等必要な費用は、保護者の負担とする。 (委任)</p> <p>第16条 この規則に定めるもののほか、<u>支援教室</u>の運営に必要な事項は教育長が別に定める。</p>	<p>保護者及び関係諸機関との連携を深め、<u>指導</u>の充実に努めるものとする。 (出席)</p> <p>第13条 不登校児童及び生徒の<u>指導教室</u>への出席日数は、原籍校への出席日数とみなすものとする。 (原籍校への復帰)</p> <p>第14条 <u>相談員は、不登校児童及び生徒並びに保護者と相談のうえ、当該不登校児童及び生徒が原籍校に復帰できると判断したときは、適応指導教室通級終了許可申請書</u> (別記第6号様式) により原籍校の校長を経由し、教育長に申請するものとする。</p> <p>2 原籍校の校長は、前項の申請書の提出があったときは、<u>原籍校復帰許可副申書</u> (別記第7号様式) により教育長に副申するものとする。</p> <p>3 教育長は、前項の副申書の提出があったときは、副申に係わる事項を調査し、許可することが適当であると認める場合は、原籍校の校長に<u>原籍校復帰許可書</u> (別記第8号様式) 及び<u>原籍校復帰許可通知書</u> (別記第9号様式) を送付するものとする。</p> <p>4 原籍校の校長は、前項の許可書及び<u>通知書</u>の送付を受けたときは、<u>原籍校復帰許可書を保護者に、原籍校復帰許可通知書を指導教室に送付するものとする。</u></p> <p>(費用負担等)</p> <p>第15条 <u>指導教室</u>に通級する場合の交通費、昼食代等必要な費用は、保護者の負担とする。 (委任)</p> <p>第16条 この規則に定めるもののほか、<u>指導教室</u>の運営に必要な事項は教育長が別に定める。</p>
--	--

議案第 12 号

木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 22 日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

木更津市立小学校及び中学校管理規則（昭和 39 年木更津市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 6 号」を「第 2 条第 5 号」に改める。

第 39 条第 1 項及び第 2 項中「保管して置かなければならない」を「保管しなければならない」に改める。

第 40 条第 1 項中「別記様式第 4 号」を「別記第 7 号様式」に、「作成して置かなければならない」を「作成しなければならない」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 40 条の 2 教育委員会は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年千葉県条例第 66 号。以下「給特条例」という。）第 11 条の規定により、市立の義務教育諸学校等（給特条例第 2 条第 1 項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（給特条例第 2 条第 2 項に規定する教育職員であるものをいう。以下同じ。）が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 2 年文部科学省告示第 1 号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（学校職員の勤務時間等に関する規則（平成 7 年千葉県教育委員会規則第 2 号。以下「学校職員の勤務時間規則」という。）第 10 条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（学校職員の勤務時間規則第 11 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合における当該休日を除く。）、当該代休日並びに職員の給与に関する条例第 17 条に規定する人事委員会規則で定める日以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1 月において 45 時間

(2) 1の年度において360時間

2 教育委員会は、市立の義務教育諸学校等の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、当該教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、当該教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月において100時間未満

(2) 1の年度において720時間

(3) 1の年度の初日から1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1の年度のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

3 学校職員の勤務時間規則第3条の規定により市立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りを定める場合における当該教育職員に対する前2項の規定の適用については、第1項第1号中「45時間」とあるのは「42時間」と、同項第2号中「360時間」とあるのは「320時間」とし、前項第4号中「45時間」とあるのは「42時間」とする。

4 前3項に定めるもののほか、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

別記第1号様式及び第1号様式の2中「教育長」を削る。

別記第1号様式の3中「第1号様式の3」の次に「(第20条第2項)」を加え、「教育長」及び「回」を削る。

別記第3号様式中「第3号様式」の次に「(第27条第3項)」を加え、「教育長」及び「回」を削る。

別記第4号様式中「第4号様式」の次に「(第30条)」を加え、「教育長」及び「回」を削る。

別記第6号様式中「教育長」を削る。

「

別記第7号様式の2中

印

を

「

--

に、「付し、押印すること」を「付

」

すこと」に改める。

「

非常勤等K			
休	兼	再	育
暇	務	任	短
等		用	任
補		短	期
助		時	付
非	教	間	職
常	員	職	員
勤			
講			
師			

別記第9号様式中「教育長」を削り、

「

非常勤等K				
休	兼	暫	定	育
暇	務	定	年	短
等		再	前	任
補		任	再	任
助		用	任	用
非	教	短	短	時
常	員	間	間	勤
勤		職	勤	務
講		員	務	職
師			員	員

を

に改める。

」

」

別記第11号様式中「回」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の調整をして使用することができる。

提案理由

木更津市職員定数条例等の改正及び押印の見直しに伴い、関係条文及び様式の整備を行うものである。

新旧対照表

○木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>木更津市立小学校及び中学校管理規則</p> <p style="text-align: right;">昭和39年3月26日 教育委員会規則第1号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校職員 職員の給与に関する条例(昭和27年千葉県条例第50号)第1条の2第3項に規定する学校職員(以下「<u>県費負担職員</u>」という。)及び木更津市職員定数条例(昭和58年木更津市条例第3号)第2条第5号に規定する職員で学校に勤務する者(以下「<u>市費負担職員</u>」という。)をいう。</p> <p>(履歴書)</p> <p>第39条 校長は、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する教職員(講師を除く。)の人事カード(別記第7号様式)を常に整理し、及び<u>保管しなければならない</u>。</p> <p>2 校長は、前項に掲げる教職員以外の職員(市費負担職員を除く。)については、履歴書(別記第7号様式の2)を作成し、常に整理し、及び<u>保管しなければならない</u>。</p> <p>(出勤簿)</p> <p>第40条 校長は、出勤簿(別記第8号様式。市費負担職員にあつては木更津市職員服務規程(昭和51年木更津市訓令第7号)別記第7号様式)を作成しな<u>なければならない</u>。</p> <p>2 略</p> <p>第40条の2 <u>教育委員会は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年千葉県条例第66号。以下「給特条例」という。)</u>第11条の規定により、市立の義務教育諸学校等(給特条例第2条第1項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。)の教育職員(給特条例第2条第2項に規定する教育職員であるものをいう。以下同じ。)が業務を行う時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を</p>	<p>木更津市立小学校及び中学校管理規則</p> <p style="text-align: right;">昭和39年3月26日 教育委員会規則第1号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校職員 職員の給与に関する条例(昭和27年千葉県条例第50号)第1条の2第3項に規定する学校職員(以下「<u>県費負担職員</u>」という。)及び木更津市職員定数条例(昭和58年木更津市条例第3号)第2条第6号に規定する職員で学校に勤務する者(以下「<u>市費負担職員</u>」という。)をいう。</p> <p>(履歴書)</p> <p>第39条 校長は、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する教職員(講師を除く。)の人事カード(別記第7号様式)を常に整理し、及び<u>保管して置かなければならない</u>。</p> <p>2 校長は、前項に掲げる教職員以外の職員(市費負担職員を除く。)については、履歴書(別記第7号様式の2)を作成し、常に整理し、及び<u>保管して置かなければならない</u>。</p> <p>(出勤簿)</p> <p>第40条 校長は、出勤簿(別記第8号様式。市費負担職員にあつては木更津市職員服務規程(昭和51年木更津市訓令第7号)別記様式第4号)を作成して<u>置かなければならない</u>。</p> <p>2 略</p>

監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（学校職員の勤務時間等に関する規則（平成7年千葉県教育委員会規則第2号。以下「学校職員の勤務時間規則」という。）第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（学校職員の勤務時間規則第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合における当該休日を除く。）、当該代休日並びに職員の給与に関する条例第17条に規定する人事委員会規則で定める日以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月において45時間

(2) 1の年度において360時間

2 教育委員会は、市立の義務教育諸学校等の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、当該教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、当該教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月において100時間未満

(2) 1の年度において720時間

(3) 1の年度の初日から1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1の年度のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

3 学校職員の勤務時間規則第3条の規定により市立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りを定める場合における当該教育職員に対する前2項の規定の適用については、第1項第1号中「45時間」とあるのは「42時間」と、同項第2号中「360時間」とあるのは「320時間」とし、前項第4号中「45時間」とあるのは「42時間」とする。

4 前3項に定めるもののほか、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

第1号様式（第19条第3項）

学 期 に 関 す る 申 出 書

年 月 日

木更津市教育委員会様

木更津市立 学校長

このことについて、木更津市立小学校及び中学校管理規則第19条第3項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

前 期 4月1日から 月 日まで

後 期 月 日から3月31日まで

第1号様式の2

休 業 日 申 出 書

年 月 日

木更津市教育委員会様

木更津市立 学校長

このことについて、木更津市立小学校及び中学校管理規則第19条の2第2項の規定により、下記のとおり休業日を申し出ます。

記

1 休業日

休 業 日 の 名 称	休 業 日 (日 数)
夏 季 休 業 日	月 日～ 月 日 (日間)
冬 季 休 業 日	月 日～ 月 日 (日間)
そ の 他 の 休 業 日	月 日～ 月 日 (日間)

第1号様式の3（第20条第2項）

臨時休業報告書

年 月 日

木更津市教育委員会様

木更津市立 小（中）学校長

下記により、臨時休業をいたしましたので報告いたします。

記

事 由	
期 日 又 は 期 間	
休 業 を し た 学 年	
児 童 （ 生 徒 ） の 処 置	
そ の 他 特 記 事 項	

第3号様式（第27条第3項）

健康診断報告書

年 月 日

木更津市教育委員会様

木更津市立 小（中）学校長

下記により、健康診断をいたしましたので報告いたします。

記

実施年月日	
実施の場所	
定期・臨時の別	
実施学年及び児童 （生徒）数	
健康診断医師氏名	
特記事項	

第4号様式（第30条）

児童・生徒に関する通知書

年 月 日

木更津市教育委員会様

木更津市立 小（中）学校長

学校教育法施行令第20条による該当者を、下記のとおり通知いたします。

記

学 年 組 児童(生徒)氏名		欠 席 理 由	
生 年 月 日			
保 護 者 氏 名			
現 住 所		そ の 他 特 記 事 項	
欠 席 期 間			
担 任 教 員 名 職 氏 名			

第6号様式（第31条）

卒業生の通知

年 月 日

木更津市教育委員会様

木更津市立 小（中）学校長

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

番号	児童（生徒）氏名	生年月日	保護者名	現住所	備考

第7号様式の2 (第39条第2項)

氏名コード番号 履 歴 書 (甲 号) 表

氏 ふりがな 名					旧 氏 名						
	により 年 月 日改姓(名)					により 年 月 日改姓(名)					
	により 年 月 日改姓(名)					性別	男 ・ 女			生年月日	年 月 日
現 住 所	〒 Tel				本 籍 地	都・道・府・県					
	都・道・府・県										
	都・道・府・県										
	都・道・府・県										
学 歴	学 校	学 部	科 名	修 学 期 間		修 業 区 分					
				年 月～ 年 月 日		第 学年 卒・修・退					
				年 月～ 年 月 日		第 学年 卒・修・退					
				年 月～ 年 月 日		第 学年 卒・修・退					
				年 月～ 年 月 日		第 学年 卒・修・退					
				年 月～ 年 月 日		第 学年 卒・修・退					
				年 月～ 年 月 日		第 学年 卒・修・退					
				年 月～ 年 月 日		第 学年 卒・修・退					
教 育 職 員 免 許 状	種 類	教科又は特別支援教育領域		番 号	授 与 年 月 日		授 与 権 者				
	①				. . . 有効期間満了日 . . .						
	②				. . . 有効期間満了日 . . .						
	③				. . . 有効期間満了日 . . .						
	④				. . . 有効期間満了日 . . .						
	⑤				. . . 有効期間満了日 . . .						
教 員 免 許 更 新 制 に 係 る 記 録	確 延 免 更 延 . . . 備 認 期 除 新 長 . . . 考		確 延 免 更 延 . . . 備 認 期 除 新 長 . . . 考		確 延 免 更 延 . . . 備 認 期 除 新 長 . . . 考						
	確 延 免 更 延 . . . 備 認 期 除 新 長 . . . 考		確 延 免 更 延 . . . 備 認 期 除 新 長 . . . 考		確 延 免 更 延 . . . 備 認 期 除 新 長 . . . 考						
	確 延 免 更 延 . . . 備 認 期 除 新 長 . . . 考		確 延 免 更 延 . . . 備 認 期 除 新 長 . . . 考		確 延 免 更 延 . . . 備 認 期 除 新 長 . . . 考						
資 格 等	種 類	番 号		授 与 年 月 日		授 与 権 者		備 考			
				. . .							
				. . .							
研 修	区 分	期 間		実 施 機 関		賞 罰	年 月 日		賞 罰 事 項		賞 罰 機 関

第11号様式（第53条）

事 故 報 告 書

年 月 日

木更津市教育委員会様

木更津市立小（中）学校長

このことについて、木更津市立小学校及び中学校管理規則第53条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事故の概要

- (1) 事故の種別
- (2) 発生日時 年 月 日（ 曜日）午前・後 時 分
- (3) 発生場所
- (4) 当事者
- (5) 事故の程度

2 事故の状況

- (1) 事故の状況と現場見取図
- (2) 事故の原因

3 事故発生後の処置

* 記載上の注意

ア 記載事項の項目によって記入することを原則とするが、該当する内容がない場合は、省略する。

イ 1の(1)の「事故の種別」については、「部活動中の事故」、「教育課程実施上の事故」、「盗難」、「火災」、「非行」、「交通事故」などと記載する。

ウ 1の(4)の「当事者」については、児童生徒の場合は学年・氏名・住所・保護者名を、教職員の場合は職・氏名・年齢等を、その他の場合は氏名・年齢・職業・住所等を記入する。

エ 1の(5)の「事故の程度」については、人の負傷の程度、物の損壊や被害の程度を記入する。

オ 3の「事故発生後の処置」については、本人に対する処置、保護者への連絡、関係機関への連絡などを記入する。

議案第13号

木更津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

木更津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月22日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

木更津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和52年木更津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

通学区域外就学に関する手続きの電子化、簡略化を図るため、関係様式の押印を廃止するものである。

年 月 日

木更津市教育委員会 様

保護者
住 所
氏 名

通 学 区 域 外 就 学 願

児 童 ・ 生 徒 氏 名	
〃 生 年 月 日	
〃 現 就 学 校	
〃 学 年	
本来通学すべき学校	

上記児童・生徒を下記の事由により、木更津市立 学校へ就学させたいので許可下さるようお願いします。

記

事 由

期 間

議案第 14 号

木更津市立公民館管理運営規則及び木更津市立市民学習会館等管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

木更津市立公民館管理運営規則及び木更津市立市民学習会館等管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 22 日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市立公民館管理運営規則及び木更津市立市民学習会館等管理運営規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第 3 条第 1 項の休日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）及び同条第 3 項の休日」を「に規定する休日」に改める。

- (1) 木更津市立公民館管理運営規則（昭和 61 年木更津市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 2 号
- (2) 木更津市立市民学習会館等管理運営規則（昭和 61 年木更津市教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 2 号

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

木更津市立公民館及び木更津市立学習会館等の休館日を変更することについて、関係条文の整備をしようとするものである。

新旧対照表

○木更津市立公民館管理運営規則及び木更津市立市民学習会館等管理運営規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>木更津市立公民館管理運営規則</p> <p style="text-align: right;">昭和61年 3月31日 教育委員会規則第 2 号</p> <p>(休館日)</p> <p>第 4 条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）<u>に規定する休日</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>木更津市立公民館管理運営規則</p> <p style="text-align: right;">昭和61年 3月31日 教育委員会規則第 2 号</p> <p>(休館日)</p> <p>第 4 条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）<u>第 3 条第 1 項の休日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）及び同条第 3 項の休日</u></p> <p>(3) 略</p>

新旧対照表

○木更津市立公民館管理運営規則及び木更津市立市民学習会館等管理運営規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>木更津市立市民学習会館等管理運営規則</p> <p style="text-align: right;">昭和61年 3月31日 教育委員会規則第 6号</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）<u>に規定する休日</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>木更津市立市民学習会館等管理運営規則</p> <p style="text-align: right;">昭和61年 3月31日 教育委員会規則第 6号</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）<u>第3条第1項の休日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）及び同条第3項の休日</u></p> <p>(3) 略</p>

議案第15号

木更津市教育委員会の所管に係る木更津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

木更津市教育委員会の所管に係る木更津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月22日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市教育委員会の所管に係る木更津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

木更津市教育委員会の所管に係る木更津市個人情報保護条例施行規則（平成11年木更津市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木更津市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則

第1条中「木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号。以下「条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年木更津市条例第26号。以下「法施行条例」という。）」に改める。

第2条の見出しを「（個人情報保護管理責任者及び個人情報保護取扱責任者の設置）」に改め、同条第2項中「条例第9条に規定する」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項中「条例第9条に規定する」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として、次の1項を加える。

個人情報の保護を図るため個人情報保護管理責任者及び個人情報保護取扱責任者を置く。

第2条に次の1項を加える。

4 個人情報保護管理責任者及び個人情報取扱責任者は、個人情報の適正な維持管理のため次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新のものにすること。
- (2) 個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故を防止すること。
- (3) 個人情報の利用状況について把握すること。
- (4) 個人情報を管理する必要がなくなったときは、廃棄、消去等を行うこと。

第3条中「条例」を「法及び法施行条例」に、「木更津市個人情報保護条例施行規則（平成11年木更津市規則第43号）」を「木更津市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年木更津市規則第 号）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、関係条文の整備を行うものである。

新旧対照表

○木更津市教育委員会の所管に係る木更津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

新	旧
<p><u>木更津市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則</u></p> <p>平成11年9月30日 教育委員会規則第8号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年木更津市条例第26号。以下「法施行条例」という。）</u>の施行に関し、木更津市教育委員会（以下「委員会」という。）が保有する個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(個人情報保護管理責任者及び個人情報保護取扱責任者の設置)</p> <p>第2条 <u>個人情報の保護を図るため個人情報保護管理責任者及び個人情報保護取扱責任者を置く。</u></p> <p>2 <u>個人情報保護管理責任者は、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号。次項において「規則」という。）第13条に規定する課にあつては各課の長を、同規則第2条第1号に規定する教育機関（市立小中学校を除く。）にあつては各教育機関（市立小中学校を除く。）の長をもって充てるものとする。</u></p> <p>3 <u>個人情報保護取扱責任者は、規則第13条に規定する課にあつては各担当の職員のうち上席の職員を、規則第2条第1号に規定する教育機関（市立小中学校を除く。）にあつては副館長又は副所長（これらの職員が置かれていない教育機関（市立小中学校を除く。）にあつては教育機関（市立小中学校を除く。）の長以外の職員のうち上席の職員）をもって充てるものとする。</u></p> <p>4 <u>個人情報保護管理責任者及び個人情報取扱責任者は、個人情報の適正な維持管理のため次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>個人情報を正確かつ最新のものにすること。</u></p> <p>(2) <u>個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故を防止すること。</u></p> <p>(3) <u>個人情報の利用状況について把握すること。</u></p> <p>(4) <u>個人情報を管理する必要がなくなったときは、廃棄、消去等をするこ</u></p>	<p><u>木更津市教育委員会の所管に係る木更津市個人情報保護条例施行規則</u></p> <p>平成11年9月30日 教育委員会規則第8号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号。以下「条例」という。）</u>の施行に関し、木更津市教育委員会（以下「委員会」という。）が保有する個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(個人情報保護管理責任者及び個人情報保護取扱責任者)</p> <p>第2条</p> <p><u>条例第9条に規定する個人情報保護管理責任者は、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号。次項において「規則」という。）第13条に規定する課にあつては各課の長を、同規則第2条第1号に規定する教育機関（市立小中学校を除く。）にあつては各教育機関（市立小中学校を除く。）の長をもって充てるものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第9条に規定する個人情報保護取扱責任者は、規則第13条に規定する課にあつては各担当の職員のうち上席の職員を、規則第2条第1号に規定する教育機関（市立小中学校を除く。）にあつては副館長又は副所長（これらの職員が置かれていない教育機関（市立小中学校を除く。）にあつては教育機関（市立小中学校を除く。）の長以外の職員のうち上席の職員）をもって充てるものとする。</u></p>

<p><u>と。</u> (他の規則等の例による事項) 第3条 <u>法及び法施行条例</u>の施行に関し必要な事項については、この規則に定めるもののほか、<u>木更津市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年木更津市規則第 号）</u>の例による。</p>	<p>(他の規則等の例による事項) 第3条 <u>条例</u>の施行に関し必要な事項については、この規則に定めるもののほか、<u>木更津市個人情報保護条例施行規則（平成11年木更津市規則第43号）</u>の例による。</p>
---	---

議案第16号

木更津市教育委員会の所管に係る小中学校における木更津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

木更津市教育委員会の所管に係る小中学校における木更津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月22日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市教育委員会の所管に係る小中学校における木更津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

木更津市教育委員会の所管に係る小中学校における木更津市個人情報保護条例施行規則（平成21年木更津市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木更津市教育委員会の所管に係る小中学校における木更津市個人情報の保護に関する法律等施行規則

第1条中「木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号。以下「条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年木更津市条例第26号。以下「法施行条例」という。）」に改める。

第4条及び第5条を削る。

第3条第1項第5号中「第6条」を「第5条」に改め、同条第4項中「条例第7条第1項、第2項及び第4項」を「法施行条例第3条第1項、第2項及び第4項」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「条例第6条第1項の規定により」を「法の趣旨にのっとり」に改め、同条第5号イ中「第4号」を「前号」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（個人情報保護管理責任者及び個人情報取扱責任者の設置）

第2条 各小中学校に個人情報の保護を図るため個人情報保護管理責任者及び個人情報保護取扱責任者を置く。

2 個人情報保護管理責任者は、それぞれ各小中学校の校長をもって充てるものとする。

- 3 個人情報保護取扱責任者は、それぞれ各小中学校の教頭をもって充てるものとする。
- 4 個人情報保護管理責任者及び個人情報取扱責任者は、個人情報の適正な維持管理のため次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 個人情報を正確かつ最新のものにすること。
 - (2) 個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故を防止すること。
 - (3) 個人情報の利用状況について把握すること。
 - (4) 個人情報を管理する必要がなくなったときは、廃棄、消去等を行うこと。

第6条第1項中「第3条第1項」を「前条第1項」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「条例」を「法及び法施行条例」に、「木更津市個人情報保護条例施行規則（平成11年木更津市規則第43号）」を「木更津市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年木更津市規則第 号）」に改め、同条を第6条とする。

別記第1号様式中「様式第1号（第2条第2号）」を「第1号様式（第3条第2号）」に改める。

別記第2号様式中「様式第2号（第2条第4号）」を「第2号様式（第3条第4号）」に改める。

別記第3号様式中「様式第3号（第3条第1項）」を「第3号様式（第4条第1項）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、関係条文の整備を行うものである。

新旧対照表

○木更津市教育委員会の所管に係る小中学校における木更津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

新	旧
<p><u>木更津市教育委員会の所管に係る小中学校における木更津市個人情報の保護に関する法律等施行規則</u></p> <p>平成21年4月27日 教育委員会規則第5号</p>	<p><u>木更津市教育委員会の所管に係る小中学校における木更津市個人情報保護条例施行規則</u></p> <p>平成21年4月27日 教育委員会規則第5号</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年木更津市条例第26号。以下「法施行条例」という。）</u>の施行に関し、木更津市教育委員会（以下「委員会」という。）が保有する個人情報のうち、木更津市立小中学校（以下「小中学校」という。）における個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（個人情報保護管理責任者及び個人情報取扱責任者の設置）</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号。以下「条例」という。）</u>の施行に関し、木更津市教育委員会（以下「委員会」という。）が保有する個人情報のうち、木更津市立小中学校（以下「小中学校」という。）における個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第2条 <u>各小中学校に個人情報の保護を図るため個人情報保護管理責任者及び個人情報保護取扱責任者を置く。</u></p> <p>2 <u>個人情報保護管理責任者は、それぞれ各小中学校の校長をもって充てるものとする。</u></p> <p>3 <u>個人情報保護取扱責任者は、それぞれ各小中学校の教頭をもって充てるものとする。</u></p> <p>4 <u>個人情報保護管理責任者及び個人情報取扱責任者は、個人情報の適正な維持管理のため次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>個人情報を正確かつ最新のものにすること。</u></p> <p>(2) <u>個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故を防止すること。</u></p> <p>(3) <u>個人情報の利用状況について把握すること。</u></p> <p>(4) <u>個人情報を管理する必要がなくなったときは、廃棄、消去等を行うこと。</u></p> <p>(取扱いの制限)</p>	<p>(取扱いの制限)</p>
<p>第3条 個人情報を取り扱う者は、<u>法の趣旨にのっとり</u>、次に掲げる事項を遵守し、当該個人情報を取り扱わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第3号の規定による管理については、それぞれ次に掲げるとおり、確</p>	<p>第2条 個人情報を取り扱う者は、<u>条例第6条第1項の規定により</u>、次に掲げる事項を遵守し、当該個人情報を取り扱わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第3号の規定による管理については、それぞれ次に掲げるとおり、確</p>

認しなければならない。

ア 略

イ 第3号イの規定による鍵の管理者（当該管理者から委任を受けた者を含む。）は、退勤時に、当該書庫等の施錠の有無及び第2号又は前号の規定による記載の有無を確認しなければならない。

ウ 略

(6)～(11) 略

(個人情報取扱事務の届出等)

第4条 小中学校の校長は、あらかじめ、教育長に対し、当該小中学校で取り扱う個人情報について、次に掲げる事項を別記第3号様式により届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 当該個人情報の取扱主任者（第5条の規定による個人情報の取扱主任者をいう。）

(6)～(8) 略

2・3 略

4 法施行条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定による届出は、前3項の規定による届出により、学校教育課がその事務を行う。

(個人情報の取扱主任者等)

第5条 小中学校の校長は、取り扱う個人情報ごとに取扱主任者及び当該個人情報を取り扱う者を明らかにして、前条第1項又は第2項の規定による届出により、教育長に届け出なければならない。

2 略

(他の規則等の例による事項)

第6条 法及び法施行条例の施行に関し必要な事項については、この規則に定めるもののほか、木更津市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年木更津市規則第 号）の例による。

認しなければならない。

ア 略

イ 第3号イの規定による鍵の管理者（当該管理者から委任を受けた者を含む。）は、退勤時に、当該書庫等の施錠の有無及び第2号又は第4号の規定による記載の有無を確認しなければならない。

ウ 略

(6)～(11) 略

(個人情報取扱事務の届出等)

第3条 小中学校の校長は、あらかじめ、教育長に対し、当該小中学校で取り扱う個人情報について、次に掲げる事項を別記第3号様式により届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 当該個人情報の取扱主任者（第6条の規定による個人情報の取扱主任者をいう。）

(6)～(8) 略

2・3 略

4 条例第7条第1項、第2項及び第4項の規定による届出は、前3項の規定による届出により、学校教育課がその事務を行う。

(個人情報保護管理責任者)

第4条 条例第9条に規定する個人情報保護管理責任者は、それぞれ各小中学校の校長をもって充てるものとする。

(個人情報保護取扱責任者)

第5条 条例第9条に規定する個人情報保護取扱責任者は、それぞれ各小中学校の教頭をもって充てるものとする。

(個人情報の取扱主任者等)

第6条 小中学校の校長は、取り扱う個人情報ごとに取扱主任者及び当該個人情報を取り扱う者を明らかにして、第3条第1項又は第2項の規定による届出により、教育長に届け出なければならない。

2 略

(他の規則等の例による事項)

第7条 条例の施行に関し必要な事項については、この規則に定めるもののほか、木更津市個人情報保護条例施行規則（平成11年木更津市規則第43号）の例による。

議案第17号

児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の運用に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の運用に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月22日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会規則第 号

児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の運用に関する規則の一部を改正する規則

児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の運用に関する規則（平成17年木更津市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号。以下「条例」という。）第2条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項」に改める。

第9条第2項ただし書中「が、条例第11条第2項第2号から第7号まで」を「の警察署への提供が、法第69条第1項に規定する法令に基づく場合又は同条第2項第2号から第4号までに、「該当するとき」を「該当する場合」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、関係条文の整備を行うものである。

新旧対照表

○児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の運用に関する規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の運用に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月28日 教育委員会規則第1号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 個人情報 <u>個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。</p> <p>(4)～(8) 略 (提供する情報の範囲等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 学校は、問題行動等に係る児童又は生徒の個人情報を警察署に提供しようとする場合は、本人又は保護者の同意を得なければならない。ただし、当該個人情報が、<u>法第69条第2項第2号から第4号までのいずれかに該当する</u>ときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p>	<p>児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の運用に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月28日 教育委員会規則第1号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 個人情報 <u>木更津市個人情報保護条例</u>（平成11年木更津市条例第4号。以下「条例」という。）第2条に規定する個人情報をいう。</p> <p>(4)～(8) 略 (提供する情報の範囲等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 学校は、問題行動等に係る児童又は生徒の個人情報を警察署に提供しようとする場合は、本人又は保護者の同意を得なければならない。ただし、当該個人情報が、<u>条例第11条第2項第2号から第7号までのいずれかに該当する</u>ときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p>

議案第18号

市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について

別紙のとおり市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議をすることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第19号の規定により、議決を求める。

令和5年3月22日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、市長と教育委員会との事務の委任又は補助執行等に係る協議について、市長に依頼しようとするものである。

木教総第626号

令和5年3月 日

木更津市長 渡辺 芳 邦 様

木更津市教育委員会

教育長 廣 部 昌 弘

(公印省略)

市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について

このことについて、下記のとおり協議します。

記

1. 市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について

別案1のとおり

2. 新旧対照表について

別案2のとおり

3. 協議理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正等による。なお、協議に係る合意の日は、法律の施行年月日（令和5年4月1日）とする。

以上

市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づき協議について

令和5年 月 日合意

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び第180条の7の規定に基づき、市長と木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）との間の事務の補助執行について、次のように定める。

記

（教育委員会事務局職員等への補助執行事務）

1 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育委員会事務局職員及び教育機関の職員に補助執行させる。

- (1) 教育財産の取得又は処分に関すること。
- (2) 教育委員会の所管に係る寄付の受入れに関すること。
- (3) 教育委員会の所管に係る契約（建築物の整備に関するものを除く。）に関すること。
- (4) 教育財産の登記に関すること。
- (5) 青少年問題に関すること。
- (6) 教育関係団体（スポーツ関係団体を除く。）への補助に関すること。
- (7) 市史の編さんに関すること。
- (8) 文化施策（教育委員会に属するものを除く。）に関すること。
- (9) 歳入歳出外現金等の受入れの決定及び帳簿の記録整理に関すること。
- (10) 教育財産の使用料の減免に関すること。
- (11) 教育委員会が所管する事項に関する行事に係る市の共催又は後援に関すること。
- (12) 教育委員会の所管に係る予算（建築物の整備に関するものを除く。）の執行に関すること。

（事務の専決）

2 前項の事務の処理にあたっては、別に定めるもののほか、木更津市事務決裁規程（昭和51年木更津市訓令第5号）の規定を準用する。

（市長部局の職員への補助執行事務）

3 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を総務部長に補助執行させる。

- (1) 教育委員会事務局職員の研修の実施に関すること。
- (2) 教育委員会事務局職員及び教育機関の職員（公立学校共済組合に加入している職員以外の

職員に限る。) の健康診断の実施に関すること。

(3) 庶務事務システムの管理に関すること及び庶務事務システムにより完結された電磁的記録の管理に関すること。

(4) 教育委員会の所管に係る建築物の整備に関すること。

4 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局の情報公開制度を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。

(1) 木更津市情報公開条例（平成12年木更津市条例第4号）第6条に規定する情報開示請求の受付をすること。

(2) 木更津市情報公開条例第18条の規定による審査請求の受付をすること。

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条に規定する自己に関する個人情報の開示請求の受付、同法第91条に規定する自己に関する個人情報の訂正（削除を含む。）請求の受付及び同法第99条に規定する自己に関する個人情報の利用停止請求の受付をすること。

(4) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による審査請求の受付をすること。

(5) 木更津市審議会等の会議の公開に関する条例（平成14年木更津市条例第21号）第10条に規定する苦情の申出の受付をすること。

5 教育委員会は、転入及び転居の届出に伴う小学校及び中学校の転入学の受付に関する教育委員会の権限に属する事務を市長部局の住民登録に関する事務を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。

6 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局のスポーツに関する事務を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。

(1) 学校体育施設の開放に関すること。

(2) スポーツに関する行事に係る教育委員会の共催又は後援に関すること。

7 教育委員会は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する教育委員会の権限に属する事務を市長部局の住民登録に関する事務を主管する部署に所属する職員（木更津市役所金田出張所に属する職員に限る。）に補助執行させる。

8 この協議によって定められた事務の執行に関し必要な事項は、総務部長及び教育部長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協議は、合意の日から効力を生ずるものとする。

(協議の廃止)

- 2 令和3年9月21日に合意した、市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議は、廃止する。

新旧対照表

○市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について

新	旧
<p>市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について</p> <p style="text-align: right;">令和5年4月1日 合意</p> <p>4 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局の情報公開制度を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条</u>に規定する自己にする個人情報の開示請求の受付、<u>同法第91条</u>に規定する自己に関する個人情報の訂正（削除を含む。）請求の受付及び<u>同法第99条</u>に規定する自己に関する個人情報の利用停止請求の受付をすること。</p> <p>(4) <u>個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項</u>の規定による審査請求の受付をすること。</p> <p>(5) 略</p>	<p>市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について</p> <p style="text-align: right;">令和3年9月17日 合意</p> <p>4 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局の情報公開制度を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号）第15条</u>に規定する自己に関する個人情報の開示請求の受付、<u>第20条</u>に規定する自己に関する個人情報の訂正（削除を含む。）請求の受付及び<u>第23条</u>に規定する自己に関する個人情報の利用停止請求の受付をすること。</p> <p>(4) <u>木更津市個人情報保護条例第24条第1項</u>の規定による審査請求の受付をすること。</p> <p>(5) 略</p>

令和5年3月22日提出

定例教育委員会会議議案

(その2 議案第19号・報告第5号)

木更津市教育委員会

議案第19号

職務の級が6級以上の職員等の人事について

別紙のとおり職務の級が6級以上の職員等の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第5号の規定により、議決を求める。

令和5年3月22日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

令和5年3月31日付け及び令和5年4月1日付けの職員（職務の級が6級以上の職員、指導主事）の人事を行うことについて、議決を得ようとするものである。

1 職務の級が6級以上の職員

(1) 退職（令和5年3月31日付） 3名

現 職 名	氏 名	備 考
教育部次長 教育総務課長事務取扱い	重城 秋子	
教育部部参事 学校教育課長事務取扱い	今井 克彦	木更津市立第一中学校校長
木更津市まなび支援センター所長 教育相談係長事務取扱い兼教職員研修係長事務取扱い	内海 雅彦	木更津市立中郷小学校校長

(2) 採用（令和5年4月1日付） 3名

新 職 名	氏 名	備 考
教育部部参事 学校教育課長事務取扱い	上田 真里	木更津市立畑沢中学校校長
教育部学校教育課主幹	阿津 能子	木更津市立西清小学校教頭
木更津市まなび支援センター所長 教職員研修係長事務取扱い	難波 秀和	木更津市立南清小学校教頭

(3) 転出（令和5年4月1日付） 2名

現 職 名	氏 名	新 職 名
教育部文化課長	小高 幸男	農業委員会事務局長
木更津市立図書館長	松井 晋	会計管理者 会計室長事務取扱い

(4) 転入（令和5年4月1日付） 2名

新 職 名	氏 名	現 職 名
教育部次長（総務担当） 教育総務課長事務取扱い	亀田 聡史	市長公室秘書課長
木更津市学校給食センター所長	北村 晴美	健康こども部健康推進課予防係長

(5) 昇格（令和5年4月1日付） 2名

新 職 名	氏 名	現 職 名
教育部文化課課長補佐 文化財係長事務取扱い	酒巻 忠史	教育部文化課文化財係長
教育部生涯学習課長	鈴木 玲子	教育部生涯学習課社会教育係長

(6) 異動 (令和5年4月1日付・昇格を伴う異動を除く) 4名

新 職 名	氏 名	現 職 名
教育部次長 (生涯学習担当) 文化課長事務取扱い	鈴木 和代	教育部生涯学習課長
木更津市立図書館長	松本 明子	木更津市立畑沢公民館長
木更津市立岩根西公民館長	竹内 康博	木更津市学校給食センター所長
木更津市立桜井公民館長	渡邊 祐二	木更津市立富来田公民館長

(7) 変更 1名

新 職 名	氏 名	現 職 名
教育部学校教育課主幹 児童・生徒係長事務取扱い	前田 健太郎	教育部学校教育課主幹 指導係長事務取扱い

(8) 再任用 (令和5年4月1日付) 5名

新 職 名	氏 名	現 職 名
教育総務課主幹 (特命事項: 教育部アドバイザー)	伊藤 浩之	総務部長
木更津市立富来田公民館主幹	地曳 文利	市民部市民課主幹 (再任用)
木更津市立中郷公民館長	岡田 清治	同 (再任用)
木更津市立畑沢公民館長	鈴木 賀津也	健康子ども部健康推進課主幹 (再任用)
木更津市立西清川公民館長	江尻 益男	同 (再任用)

2 指導主事

(1) 退職 (令和5年3月31日付) 3名

現 職 名	氏 名	備 考
教育部部参事 学校教育課長事務取扱い	今井 克彦	木更津市立第一中学校校長
木更津市まなび支援センター所長 教育相談係長事務取扱い兼教職員研修係長事務 取扱い	内海 雅彦	木更津市立中郷小学校校長
木更津市まなび支援センター副主幹	三木 乾哉	木更津市立鎌足中学校教頭

(2) 任命 (令和5年4月1日付) 5名

新 職 名	氏 名	備 考
教育部部参事 学校教育課長事務取扱い	上田 真里	木更津市立畑沢中学校長
教育部学校教育課主幹	阿津 能子	木更津市立西清小学校教頭
教育部学校教育課主査	吉葉 晶典	市原市立五井中学校教諭
木更津市まなび支援センター所長 教職員研修係長事務取扱い	難波 秀和	木更津市立南清小学校教頭
木更津市まなび支援センター主査	浦島 大輔	木更津市畑沢中学校教諭

(3) 出向 (令和5年4月1日付) 3名

新 職 名	氏 名	新 職 名
木更津市まなび支援センター副主幹	福田 美岐	健康こども部こども発達支援課副主幹
木更津市まなび支援センター主査	池田 沙織	健康こども部こども発達支援課主査
木更津市まなび支援センター主査	曾澤 ゆきみ	健康こども部こども発達支援課主査

(4) 変更 (令和5年4月1日付) 1名

新 職 名	氏 名	現 職 名
教育部学校教育課主幹 児童・生徒係長事務取扱い	前田 健太郎	教育部学校教育課主幹 指導係長事務取扱い

報告第5号

専決事項の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第9条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月22日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育長の専決

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第9条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和5年3月10日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

専決第1号

木更津市教育部次長事務分担規程の制定について

別紙のとおり

木更津市教育部次長事務分担規程を次のように定める。

令和5年3月20日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会訓令第 号

事 務 局

各教育機関

木更津市教育部次長事務分担規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、木更津市教育部次長（以下「次長」という。）の分担する事務について必要な事項を定めるものとする。

(分担事務)

第2条 次長は、次の区分により、その事務を分担する。

次長	担当事務
総務担当	教育総務課、学校教育課及び学校給食課に関する事務並びに木更津市学校給食センター及び木更津市まなび支援センターに関する事務
生涯学習担当	生涯学習課及び文化課に関する事務並びに社会教育機関に関する事務

第3条 教育長は、必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、特に次長を指定して事務を担当させることができる。

第4条 一の次長に事故あるとき又は一の次長が欠けたときは、その担当事務は他の次長が処理する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月22日提出

定例教育委員会会議議案

(その3 報告第6号)

木更津市教育委員会

報告第6号

専決事項の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第9条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月22日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育長の専決

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第9条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和5年3月10日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

専決第2号

木更津市立公民館長（会計年度任用職員）の任命について

別紙のとおり

令和5年度木更津市立公民館長一覧 *敬称略

会計年度任用職員任期：令和5年4月1日～令和6年3月31日

	公民館名	氏名	前職	備考
1	中央公民館			
2	富来田公民館	カラカマ 伊サオ 唐鎌 勲	太田中学校長	新任
3	岩根公民館	アイバ ｱｷヒコ 相場 明彦	富来田小学校長	再任
4	鎌足公民館	サトウ ｱｷ 佐藤 千明	清見台小校長	再任
5	中郷公民館			
6	富岡公民館	ホシノ ｶｽﾞヒロ 星野 隆弘	木更津市役所職員	再任
7	文京公民館	オグラ トシユキ 小倉 敏幸	南清小学校長	再任
8	八幡台公民館	イシイ カズヒコ 石井 一彦	木更津市役所職員	再任
9	東清公民館	デグチ マサン 出口 雅志	清川中学校長	新任
10	清見台公民館			
11	畑沢公民館			
12	岩根西公民館			
13	西清川公民館			
14	波岡公民館	ユウノ マサル 河野 勝	木更津第一小学校長	再任
15	桜井公民館			

令和5年3月22日提出

定例教育委員会会議議案

(その4 報告第7号)

木更津市教育委員会

報告第7号

専決事項の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第9条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月22日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育長の専決

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第9条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和5年3月10日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

専決第3号

木更津市郷土博物館金のすず館長（会計年度任用職員）の任命について
別紙のとおり

令和5年3月22日提出

定例教育委員会会議議案

(その5 報告第8号)

木更津市教育委員会

報告第8号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月22日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和5年3月20日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

臨時代理第8号

校長及び教頭等の任免の内申について

別紙のとおり

1 教育委員会

(退職)

氏 名	旧 任	備 考
今井 克彦	市教育部部参事兼学校教育課長	木更津第一中学校長へ
内海 雅彦	市まなび支援センター所長	中郷小学校校長へ
三木 乾哉	市まなび支援センター副主幹	鎌足中学校教頭へ

(採用)

氏 名	新 任	旧 任
上田 真里	市学校教育課長	畑沢中学校長
阿津 能子	市学校教育課主幹	西清小学校教頭
難波 秀和	市まなび支援センター所長	南清小学校教頭
浦島 大輔	市まなび支援センター主査	畑沢中学校教諭
吉葉 晶典	市学校教育課主査	市原市立五井中学校教諭

2 校長

(退職)

氏 名	旧 任	備 考
篠田 薫	木更津第一小学校長	定年
齋藤 雄一	請西小学校長	定年
西 克夫	木更津第一中学校長	定年
高橋 達之	木更津第二中学校長	定年
吉沢 信之	金田中学校長	定年
臼井 弘子	富来田中学校長	定年
唐鎌 勲	太田中学校長	定年
中務 公明	波岡中学校長	定年
出口 雅志	清川中学校長	定年

(採用)

☆印は昇格者を示す

氏 名	新 任	旧 任
齋藤 淳	木更津第一小学校長 ☆	県教育庁南房総教育事務所管理主事
白木 克也	木更津第三中学校長 ☆	県公立学校教職員互助会事務局長
佐久間正哲	金田中学校長 ☆	袖ヶ浦市立蔵波中学校教頭
伊豆 浩江	富来田中学校長 ☆	市原市立菊間小学校教頭
長島田鶴子	清川中学校長 ☆	県総合教育センター総務課研究指導主事

(配置換え)

☆印は昇格者を示す

氏名	新 任	旧 任
長島 則彦	請西小学校長	中郷小学校長
山元 竜二	木更津第二中学校長 ☆	高柳小学校教頭
藤本 佳子	太田中学校長 ☆	鎌足中学校教頭
吉岡 秀樹	畑沢中学校長	木更津第三中学校長
須田 雄策	岩根西中学校長 ☆	富来田小学校教頭
石井 隆久	波岡中学校長	岩根西中学校長

3 教頭

(退職)

氏名	旧 任	備 考
根本 勝也	岩根中学校教頭	定年

(転出)

氏名	旧 任	備 考
渡邊 恭秀	祇園小学校教頭	県教育庁南房総教育事務所管理主事へ
中野 淳也	金田小学校教諭	富津市立吉野小学校教頭へ
都築 光	八幡台小学校教頭	県環境生活部生涯スポーツ振興課ちば アクアラインマラソン準備室副主幹へ

(採用)

☆印は昇格者を示す

氏名	新 任	旧 任
福本 千里	南清小学校教頭 ☆	県教育庁南房総教育事務所指導主事
梶原 慶憲	岩根小学校教頭 ☆	市原市立有秋西小教諭
森 雅之	波岡小学校教頭	長柄町立長柄小学校教頭
中村真樹子	富来田小学校教頭 ☆	県教育庁南房総教育事務所指導主事

(配置換え)

☆印は昇格者を示す

氏名	新 任	旧 任
茂木真由美	西清小学校教頭	岩根小学校教頭
村越 誠	祇園小学校教頭 ☆	畑沢小学校教諭
岩埜理恵子	高柳小学校教頭	金田小学校教頭
高橋 一成	金田小学校教頭 ☆	西清小学校教諭
佐藤 文彦	八幡台小学校教頭	波岡小学校教頭
小松原卓也	岩根中学校教頭	太田中学校教頭
中野 英紀	太田中学校教頭 ☆	波岡中学校教諭